

総行給第60号
平成21年5月1日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)
各人事委員会事務局長

} 殿

総務省自治行政局公務員部
給与能率推進室長

人事院勧告について

人事院においては、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置並びに指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映について、本日、別添のとおり勧告を行いました。

勧告事項のうち、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置は、今回実施した特別調査の結果、民間企業における本年の夏季一時金は、昨年の夏季一時金に比べ大きく減少することがうかがわれることから、可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、また、12月期の特別給で1年分を精算しようとすると大きな減額となる可能性があることを考え、講じようとするものです。

各地方公共団体におかれでは、下記事項に留意の上、適切な対応をとられるよう、お願ひいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 人事院による今回の勧告の趣旨を鑑みれば、各地方公共団体においても、その実情を踏まえつつ、情勢適応の原則の観点から、その対応について十分な説明責任を果たす必要があると考えられること。
- 2 国における今回の人事院勧告の取扱いについては、近々に給与関係閣僚会議が開催され、議論されることとなるが、その動向について注視されたいこと。また、期末・勤勉手当の支給基準日を踏まえれば、国・地方とともに、速やかに結論を出す必要があることに留意されたいこと。
- 3 引き続き、人事委員会事務局、人事担当課、財政担当課及び市区町村担当課との間の情報共有に留意されたいこと。特に、人事委員会を置いていない市町村の参考となるよう、都道府県にあっては、市町村への適切な情報提供に努められたいこと。